

いじめの防止等のための基本的な方針

(1) 組織と取り組み

いじめ防止対策推進法に基づく学校組織は、本校では学生指導委員会が主担当となり、当該学生のクラス担任・学生相談室などと連携し、いじめの防止等に対応する。寮におけるいじめは寮務委員会が主担当となり、クラス担任・学生指導委員会・学生相談室などと連携して対応する。

いじめの防止に対しては、①いじめの防止→②いじめの早期発見→③いじめに対する措置、を基本に対応する。

(2) いじめ防止のための対応

①いじめの防止

・担任は、「担任マニュアル」(10) いじめへの対応、p.12)を参考に、日々の学生指導やLHRでいじめの防止の予防教育に努める。

内容：個人の尊厳、命の大切さなど、身近な新聞記事を活用した教育など

LINE、ツイッター、フェイスブックなどによる個人の誹謗・中傷の禁止

・学生主事は、毎年4月当初の全学生ガイダンスでいじめの防止のための指導を行う。

内容：いじめ防止対策推進法、いじめ予防・早期発見・事後対応、加害学生の処分など。

LINE、ツイッター、フェイスブックなどによる個人の誹謗・中傷の禁止

・学生主事は、2年次の合同LHR(年1回)で、いじめの防止の講話を外部講師に依頼し実施する。

・教務主事は、いじめの防止に関する教員向け講習会(FD)を適宜開催し、教員の意識啓発に努める。

②いじめの早期発見

・教員は、いじめの徴候を授業、休憩時間、クラブ活動、登下校などから適宜把握することに努める。

いじめの兆候：私物が隠される、ロッカーが壊される、使い走りさせられる、欠課・欠席の増加、金銭を強要される、暴力を受けた跡がある、仲間外れにさせられる など

・教員は各分野会議や担任会の際に定期的に学生がいじめの徴候や疑いに関する情報を提供・共有し、いじめの早期発見に努める。

・いじめの兆候や疑いを感じた教員は、速やかにその情報を当該クラスの担任に報告する。

・担任は、被害学生に対していじめの存在を確認する。また、本人がいじめの存在を否定した場合でも、必要に応じて授業担当教員・関係教育主任・学生主事・クラブ顧問などと連携を図り、被害学生と周辺の学生の行動を注視し、いじめについての情報(原因・背景・被害)の把握に努める。

③いじめに対する措置

・教員はいじめの存在を確認した場合、速やかにその内容を学生主事に報告する。

・学生主事は、担任・関係教育主任・学生主事補とともにいじめ対応チームを組織し、被害学生(本人)、加害学生、その他の関係者に対する調査を行い、いじめの事実関係を改めて把握する。

・調査に当たっては、いじめの対象とされる学生への影響(報復等)を十分に配慮し、慎重に調査する。

・被害学生の保護者とも適宜連絡をとり、関係する追加情報の収集に努める。

・対応チームは収集した情報を基に、いじめの原因・背景、被害の内容を整理・分析し、いじめの解決方法を検討し、本人及び保護者の意向に配慮しながら、いじめの解決に取り組む。

・いじめの加害学生に対する指導や処分については、学生指導委員会で審議・決定する。

◎重大事態の場合の対応

・いじめによる「自殺未遂」や「長期欠席」などの重大事態が発生した場合、調査・対応を行うために特別対応チームを組織し、いじめの解決に向けて迅速かつ適切に対応する。

調査・対応を行うための組織：学生指導委員会(学生主事、主事補、委員)、担任、関係教育主任、学生相談室、その他関係する教員

必要に応じて専門的知識・経験を有する外部の専門家を招聘する。